

○東京都市町村職員退職手当組合職員被服貸与規程

(平成5年4月1日
訓令第1号)

(目的)

第1条 この規程は、別に定めがあるものを除き、常勤の職員に対し、職務の執行上必要な被服を貸与することを目的とする。

(被貸与者、貸与品及び貸与期間)

第2条 被貸与者、貸与する被服（以下「貸与品」という。）の種類及び貸与期間は、別表による。

(貸与期間及び貸与品の調整)

第3条 貸与品の貸与期間は、貸与品の命数を考慮して伸縮することができる。

2 貸与品の全部又は一部で管理者において貸与する必要がないと認めるときは、貸与しない。

(貸与品の着用)

第4条 被貸与者は、公務に従事する間は、貸与品を着用しなければならない。

(再貸与)

第5条 貸与期間内において、貸与品を亡失又は棄損したため、代品を要すると管理者が認めるときは、再貸与することができる。

(被貸与者の異動による貸与品の取扱い)

第6条 被貸与者が退職し、又は休職、配置替えされたときは、貸与期間満了前の貸与品に限り、被貸与者はその貸与品を直ちに返納しなければならない。ただし、天災、地変その他不可抗力によって貸与品を返納することができないときは、この限りでない。

(貸与品の支給)

第7条 貸与品の貸与期間が満了したときは、その貸与品を被貸与者に支給する。被貸与者が死亡したときも、また同じとする。

(貸与品の取扱)

第8条 貸与品は、これを貸与の目的以外に使用し、又はその他の処分をすることができない。

(損害の弁償)

第9条 被貸与者が次の各号の一に該当するときは、貸与期間の残存期間の割合に応じ

て、その原価に基づいて計算した額を弁償しなければならない。

(1) 故意又は重大な過失により貸与品を亡失したとき。

(2) 第6条の規定に違反し、貸与品を返納しないとき。

(その他必要な事項)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

被 貸 与 者	貸 与 品	貸 与 期 間	適 用
事務職員	男子職員	3年	上衣のみ
	女子職員	3年	上下